

令和5年11月1日

報道発表資料

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	川崎市立夢見ヶ崎小学校
職 位	校長
年 齢	57歳
性 別	男性
処 分 内 容	停職3月
処 分 理 由	<p>当該校長は、校長室で部下の教員に対して、必要以上の長時間にわたり指導を続ける、強い口調で叱責する、物を放り投げる、教員の体を掴んで退室を妨げるなど、校長としての職務上の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超える指導を行い、部下の教員に精神的な苦痛を与えた。また、こうした言動により、本年9月以降、部下の教員が病気休暇を取得する事態を招くなど所属校の職場環境を悪化させ、教育活動に多大な悪影響を与えた。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる教育公務員としてあるまじき行為で、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和5年11月1日
処 分 者	川崎市教育委員会

問合せ先

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 本波

電話 044-200-3332